

ごかの お知らせ

(No.510)

お知らせ

国保税の滞納者に対する 被保険者証等について

(町民税務課)

国保税を滞納している被保険者に対し、通常の被保険者証に代えて「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」の交付が義務付けられています。

短期被保険者証への切り替えは、3月の時点で保険税を滞納している世帯へ「短期被保険者証への切替予告通知」を発送し、指定期日までに納付、相談等が無い場合、切り替えを4月1日に行います。

※短期被保険者証とは

通常の被保険者証より有効期

間が短く、町との誓約等に基
づいた定期的な更新(納税)
が必要となります。

※被保険者資格証明書とは

国民健康保険に加入している
事のみを証明するものです。
医療機関で受診をした際、か
かった医療費の10割を負担い
たとき、後日、領収証を役場
窓口を持参し、療養費支給申
請をしてください。7割分の
償還払いが受けられます。

◎町からお願い

国民健康保険は、加入者全員
の相互扶助で成り立っている
医療保険制度です。その財源
となる国保税の収納確保は、
制度を維持していくうえで、
また加入者間の公平を図るう
えで重要なことです。何卒、制
度をご理解いただき、期限内
納付にご協力ください。

◎お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

土地・家屋価格等の縦 覧について

(町民税務課)

自分で所有する土地や家屋の
評価額を確認することができます。
また、周辺の他の土地や家屋
についても縦覧することができます。

○縦覧期間

4月2日(月)～5月31日(木)

(土・日・祝日を除く)

○縦覧場所

町民税務課(④窓口)

○縦覧できるもの

▼土地価格等縦覧帳簿

所在・価格・地目・地積

▼家屋価格等縦覧帳簿

所在・価格・家屋番号・種類・
構造・床面積

○縦覧できる方

▼土地の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の土地を所
有されている方

▼家屋の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の家屋を所
有されている方

※非課税及び免税点未満の方
は、縦覧できません。

○手数料 無料

○縦覧に必要なもの

▼納税義務者本人

納税通知書、課税明細書また
は運転免許証など本人が確
認できるものをご持参くださ
い。

▼納税義務者の代理人

納税者からの委任状と代理人
本人が確認できるものをご持
参ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

平成30年産以降も米の 需要に応じた生産(生産 調整)は必要です(産業課)

茨城県農業再生協議会では、
平成30年産からの米政策の見直
しに対応するため、昨年5月に
新たな基本方針が策定されまし
た。

これに基づき五霞町において
は、来年度以降も需要に応じた
生産(生産調整)を進め、米価
の安定を図っていきます。

具体的には、これまでどお
り、主食用米の生産の目安とな
る「生産数量目標に相当する数
値」とともに、新たに主食用米
以外の生産目標を示す「新規需
要米等生産目標」を生産者のみ
なさんへ提示します。

また、本県全体では、主食用
米の生産が過剰になっているこ
とから、引き続き、主食用米か
ら、月の光をはじめとする飼料
用米(多収品種)への転換を進
め、生産者のみなさんの所得の
確保と経営の安定を図ってい
きます。

主食用米の在庫が積み上がる
と米価は下落する傾向ですの
で、需要に応じた生産を図るよ
う、みなさんのご理解とご協力
をお願いします。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)